

第 1 章

計画の基本的事項



- 第 1 節 計画策定の背景
- 第 2 節 基本的事項
- 第 3 節 第 1 次計画の評価

第1節 計画策定の背景

1-1 世界・国・静岡県内の環境行政の動向

わが国や静岡県では、環境基本法や環境基本条例の制定後、同法・条例に基づく環境基本計画が策定・改定されています。また、広範囲にわたる環境問題に対応するため、地球温暖化の対策や生物多様性の保全など、個別の環境分野の法律の制定、法律に基づく計画の策定が行われています。

特に近年では、猛暑や台風、集中豪雨などの気候変動によると思われる自然災害が多発するとともに、廃プラスチックによる海洋ごみの問題や食品ロスの大量発生などの問題が顕在しており、これらの環境課題への対応も急務となっています。

世界・国内・静岡県内の環境行政の動向

年度	世界・国内の動向	静岡県内の動向
～2011 (H23)	「生物多様性基本法」の制定（H20）	「静岡県希少野生動植物保護条例」の施行（H23）
2012 (H24)	「生物多様性国家戦略 2012-2020」の閣議決定	「伊豆半島ジオパーク」が日本ジオパークに認定
2013 (H25)	「小型家電リサイクル法」の施行	「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録
2014 (H26)	- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が「第5次評価報告書統合報告書」を発表 「外来種被害防止行動計画」の公表	- アカウミガメを「静岡県希少野生動植物保護条例」の希少野生動植物種に指定 「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の策定
2015 (H27)	「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方」の公表 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択、「SDGs（持続可能な開発目標）」の公表	「改定版第3次静岡県環境基本計画」の策定
2016 (H28)	- 電力の小売り全面自由化 「地球温暖化対策計画」の閣議決定 「パリ協定」の発効	駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟承認
2017 (H29)	「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」の公表	「ふじのくに生物多様性地域戦略」の策定
2018 (H30)	「第五次環境基本計画」の閣議決定 「第5次エネルギー基本計画」の閣議決定 「気候変動適応法」の公布・施行 「気候変動適応計画」の閣議決定	「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定 「改訂版静岡県レッドデータブック（動物編）」の公表 「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」の策定
2019 (R1)	「プラスチック資源循環戦略」の策定 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定 「環境省レッドリスト 2020」の公表	「改訂版静岡県レッドデータブック（植物・菌類編）」の公表 「静岡県レッドリスト 2020」の公表 「静岡県 SDGs×ESG 金融連絡協議会」の発足
2020 (R2)	「温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ」の表明	

■SDGs（持続可能な開発目標）の広がり

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた 2030（令和 12）年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

2016（平成 28）年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGs の 17 のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール（目標）

■地球温暖化対策の国際的な取り決め「パリ協定」の発効

2015（平成 27）年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)」では、世界の 196 か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も同月の 8 日に批准しました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。

■「第五次環境基本計画」の閣議決定と「地域循環共生圏」の提唱

2018（平成 30）年 4 月に、SDGs やパリ協定を受けて「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、SDGs の考え方も活用しながら、物質・生命の「循環」、自然と人間との「共生」、「低炭素」を満たす循環共生社会を目指す持続可能な社会として位置づけています。

また、各地域の資源を最大限に活用しながら、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。

■「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」

2018（平成 30）年 12 月に「気候変動適応法」が施行され、同法第 7 条に基づく「気候変動適応計画」が施行前の同年 11 月に閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の 7 つの各分野において、気候変動による様々な影響に対して、適応していくための対策を推進していくこととしています。

■プラスチックごみや食品ロスへの対応

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。そのため、国は、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030（令和12）年までに、使い捨てのプラスチック（容器包装など）をこれまでの努力も含めた累積で25%削減する目標を掲げています。

また、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題にも注目が集まっています。日本全体では、2017（平成29）年度に約612万トンの食品ロスが発生しました。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取組が進められています。

■「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定

2018（平成30）年4月、パリのユネスコ本部で開催された第204回ユネスコ執行委員会で、「伊豆半島ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークとして認定されました。ユネスコ世界ジオパークには、世界38か国140地域が認定されており、伊豆半島ジオパークは国内で9番目のユネスコ世界ジオパークとなります。本市にも、牛臥山、淡島などのジオサイトや沼津ビジターセンター（道の駅「くるら戸田」内）があります。



沼津ビジターセンター

1-2 本市の環境行政の動向

■「沼津市環境保全基本条例」と「沼津方式」のごみ分別

本市では、廃棄物の処理、駿河湾や狩野川の浄化、千本松原や愛鷹山の緑地保全、水資源のかん養などの環境問題に対応するため、1973（昭和48）年に「沼津市環境保全基本条例」を制定しました。当時の国の環境行政は公害が中心であったことを考えれば、総合的な環境保全を目的とした条例として先進的なものでした。

1975（昭和50）年には全国に先駆けてごみを「燃えるごみ」「埋立ごみ」「資源ごみ」に分別する分別収集を開始し、現在、全国で行われている分別の基本となっています。

■市役所における環境マネジメントシステムの導入

地球環境の保全を目的として一事業者としての責務から、環境経営に関する国際規格である環境マネジメントシステム「ISO14001」を市役所に導入し、2000（平成12）年2月に認証を取得しました。その後、2012（平成24）年には、市独自のマネジメントシステムに移行しました。

■「沼津市環境基本計画」「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定

広域化・複雑化する環境問題への解決を目指して、市・市民・事業者の環境に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための「沼津市環境基本計画」を2011（平成23）年3月に策定し、5年後の2016（平成28）年3月には「沼津市環境基本計画（中間見直し版）」を策定しました。

2012（平成24）年3月には市域の地球温暖化対策を総合的に推進するため、従来の事務事業に係る計画に加えて「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

■「沼津市環境基本条例」の施行

2020（令和2）年4月に、持続可能な社会の構築、地球環境の保全、国際的協調についての新たな取組を盛り込んだ指針を規定するため、「沼津市環境保全基本条例」を改正した「沼津市環境基本条例」を施行しました。なお、「沼津市環境基本条例」では、第7条で新たに「滞在者の責務」を追加、第9条で「環境基本計画の策定」を規定しています。

沼津市の環境行政の動向

年月	沼津市の動向
1973 (S48) 年 10 月	「沼津市環境保全基本条例」の制定
1975 (S50) 年 4 月	「沼津方式」によるごみの3分別収集を開始
1976 (S51) 年 10 月	新ごみ焼却場（中間処理施設）完成
1999 (H11) 年 4 月	「沼津市指定袋」を導入
2000 (H12) 年 2 月	ISO14001 認証取得
	9 月 「沼津市グリーン購入に係る基本方針」の策定
2002 (H14) 年 1 月	「沼津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定（2006（平成18）年に2期、2012（平成24）年に3期を策定）
2004 (H16) 年 3 月	「沼津市地域省エネルギービジョン」の策定
2009 (H21) 年 7 月	沼津市環境市民会議（策定委員会、ワーキング部会）の発足
	11 月 無作為抽出市民による市民討論会の開催（2010（平成22）年7月にも開催）
2010 (H22) 年 2 月	沼津市エコ活動推進懇話会提言 ～「市民一人ひとりが築くエコのまち 沼津」をめざして～
2011 (H23) 年 3 月	「沼津市環境基本計画」の策定
2012 (H24) 年 3 月	「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定
	4 月 「沼津市環境マネジメントシステム」の運用開始 （ISO14001 認証は2012（平成24）年2月に返上）
2016 (H28) 年 3 月	「沼津市環境基本計画（中間見直し版）」の策定
2019 (R1) 年 8 月	「静岡県 SDGs×ESG 金融連絡協議会」への加盟
2020 (R2) 年 4 月	「沼津市環境基本条例」の施行
	9 月 「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の施行
2021 (R3) 年 3 月	「第2次沼津市環境基本計画」の策定

1-3 第2次沼津市環境基本計画に求められる方向性

「第2次沼津市環境基本計画」の策定にあたっては、上述したような近年の社会情勢や環境の変化に応じた内容を新たに盛り込む必要があります。

【第2次沼津市環境基本計画に求められる方向性】

- 環境施策と SDGs（持続可能な開発目標）の目標との関連付け
- 「パリ協定」、国の「地球温暖化対策計画」「温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ」と整合を図った温室効果ガス排出目標の設定
- 「気候変動適応法」に基づく気候変動への適応策の方向性提示
- プラスチックごみや食品ロス対策に向けた施策の推進
- 「沼津市環境基本条例」で新たに追加された滞在者の取組の推進 など



第2節 基本的事項

2-1 計画の目的

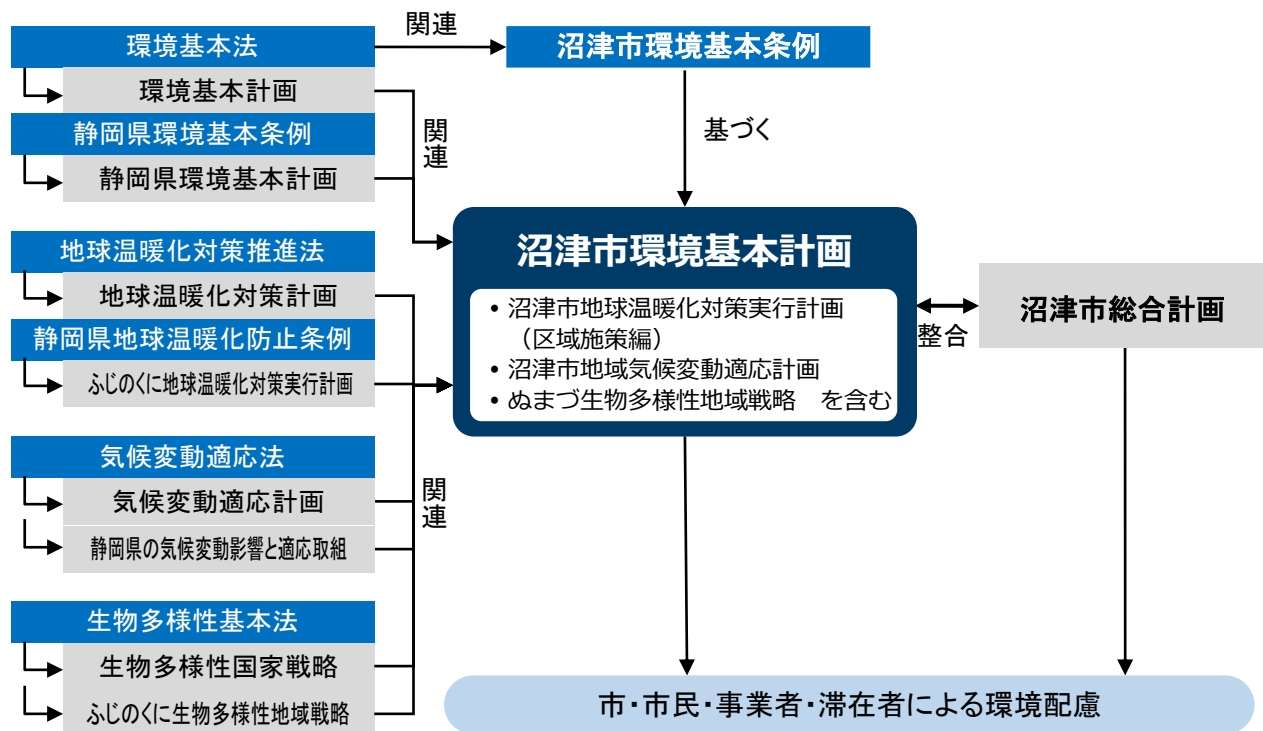
本計画は、本市の自然的・社会的条件を考慮し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。また、本市が脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築による「持続可能なまち」の実現を目指し、市・市民・事業者・滞在者が一体となって取組を進めていくうえでの指針としての役割も果たします。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、「沼津市環境基本条例」第9条に基づく計画であり、「沼津市総合計画」を環境面から実現するための個別計画として位置づけ、市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境の保全及び創造の観点から本計画と整合を図ることとします。

また、国や県の環境基本法・条例及び環境基本計画などとの関連性に配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針について示します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を含むものとして位置づけます。



2-3 計画の対象地域

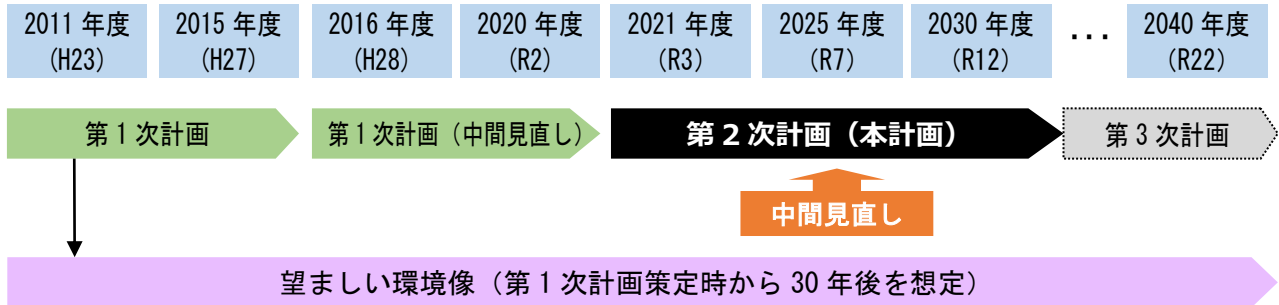
計画の対象とする地域は、沼津市全域とします。

2-4 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、おおむね5年後の2025（令和7）年度に中間見直しを行います。

望ましい環境像及び環境目標は、長期的な視点に立って設定し、その環境像を見据えた取組の検討を図ります。



2-5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

脱炭素社会	温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通、公園・緑地、気候変動への適応 など
循環型社会	廃棄物・リサイクル、適正処理、環境美化、不法投棄 など
自然共生社会	生物、生態系、人と自然とのふれあい、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭、化学物質 など
環境教育	環境保全活動、環境教育・環境学習、環境情報 など

2-6 計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者・滞在者とします。

各主体は、「沼津市環境基本条例」に規定されている役割（責務）を果たすとともに、互いに連携・協力し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。

市	◇本市の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定・実施する。 ◇自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める。 ◇環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。
市民	◇環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に努める。 ◇環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。
事業者	◇事業活動に伴う公害の防止、廃棄物の適正処理、自然環境の保全に必要な措置を講じる。 ◇事業活動に係る製品の使用・廃棄による環境への負荷を低減するとともに、環境に配慮した原材料・役務等を利用するよう努める。 ◇地域の一員である認識の下に、市が実施する環境施策に協力する。
滞在者	◇環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する。

【資料：沼津市環境基本条例】

第3節 第1次計画の評価

第1次計画では、2009（平成21）年度を基準年度とし、2020（令和2）年度の目標値を掲げて取組を推進してきました。また、2015（平成27）年度には、目標値の見直しを行いました。

2019（令和元）年度の環境目標全体の達成状況は、「最終目標（R2）を達成」が13指標（33.3%）、「基準値（H21）に比べ維持・向上」が14指標（35.9%）、「基準値（H21）に比べ低下」が9指標（23.1%）、「評価対象外」が3指標（7.7%）でした。

◎最終目標（R2：令和2年度）を達成 ○基準値（H21：平成21年度）に比べ維持・向上
△基準値（H21：平成21年度）に比べ低下 ー評価対象外

環境目標1 環境と産業が共生し 発展するまち	
◎最終目標（R2）を達成	ふるさと給食週間における地場産物（静岡県産）の割合／農地利用集積実施面積／エコアクション21認証取得事業所数（累計）
○基準値（H21）に比べ維持・向上	観光交流客数
環境目標2 一人ひとりが 海・山・川の自然を守るまち	
◎最終目標（R2）を達成	海岸林保全のための管理面積／千本松原の民有林整備及び管理面積（整備、管理面積の区分）／市民の森自主事業参加人数
○基準値（H21）に比べ維持・向上	はかま滝オートキャンプ場利用者数
環境目標3 きれいな水と空気で いやされるまち	
◎最終目標（R2）を達成	河川の環境基準達成率（市内11河川、BOD）／大気環境基準達成率／ダイオキシン類の環境基準達成率
○基準値（H21）に比べ維持・向上	公共下水道普及率／水洗化率（下水道接続率）／廃食油回収拠点／公害苦情件数
環境目標4 歴史と緑が彩る 安全で美しいまち	
◎最終目標（R2）を達成	市民アンケート※で「緑が多いと感じる」市民の割合／不法投棄回収量
○基準値（H21）に比べ維持・向上	ぬまづの森づくり植樹面積（累計）／ごみに関する環境教育の実施回数／市民1人当たりの家庭系ごみの量／廃食油回収拠点／市内一斉クリーン週間における参加事業所
△基準値（H21）に比べ低下	違反広告物の簡易除却数／事業系ごみの量／すまいるしょっぷ店舗数／一般廃棄物不法投棄件数
環境目標5 子供も大人もみんなで 地球環境を守るまち	
○基準値（H21）に比べ維持・向上	市内太陽光発電設置件数（累計）
△基準値（H21）に比べ低下	アースキッズ事業への参加校／アースキッズ事業への参加者数／庁内でのグリーン購入実践率
ー評価対象外	市全域からの温室効果ガス排出量（算出は3ヶ年前実績）／家庭部門における1世帯当たりの電力消費量（算出は3ヶ年前実績）／市民意識調査※で「積極的に省エネ活動を行っている」市民の割合
環境目標6 環境と共生する知恵や工夫を楽しむ 人づくりのまち	
◎最終目標（R2）を達成	市ウェブサイト環境政策課トップページへのアクセス数（累計）／エコアクション21認証取得事業所数（累計）
○基準値（H21）に比べ維持・向上	出前講座などの環境教育活動の回数／市内一斉クリーン週間における参加事業所
△基準値（H21）に比べ低下	アースキッズ事業への参加校／アースキッズ事業への参加者数

注）重複する指標を含む。

※「市民意識調査」は、無作為抽出された市民を対象に、その年の調査テーマに関する市民意識や行政への関心度などを把握するための調査であり、「市民アンケート」は、市民意識調査とあわせて実施している市の施策推進に関する市民の日頃の生活や考えを経年的に把握するためのアンケートである。